

【参考】「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律」の概要

1. 目的

- ・大規模災害（首都直下地震等を想定）に備え、国家社会機能の継続性を確保する。
- ・多極分散型経済圏の形成を通じて、国全体の成長に資する。

2. 副首都の役割と概念

- ・副首都の定義：
東京での災害発生時に、必要に応じて一定期間、首都機能の一部または全部を代替する機能を担う。
- ・基本理念：
人口・国家社会機能の分散配置、バックアップ体制の整備、交通通信体系の整備等。

3. 副首都指定の要件

- ・同時被災リスクの回避：
東京と同時被災する可能性が低いこと。
- ・機能要件：
国の出先機関の立地、人口・経済の一定の集積があること、適切な地方行政体制（自治体間の連携協定等）が整っていること。（これらを踏まえ、政府が定める要件を満たす場合に内閣総理大臣が指定する。）

4. 推進体制・実施施策

- ・推進本部の設置：
内閣総理大臣を本部長とする「国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部」を設置。
- ・基本方針：
法案成立から1年以内に、国の責務や副首都整備の考え方等をまとめた基本方針を策定。
- ・財政・税制上の措置：
副首都の整備（関係機関の移転、インフラ整備、民間投資促進等）に向けた必要な財政および税制上の措置を講じる。